

1 - 7 令第9条の解説

消防用設備等の設置については一般的には棟単位であるが、その例外規定が令第8条等の規制のほか、この令第9条である。

防火対象物の用途が令別表第1(16)項に掲げる用途に供されるものにあつては、それぞれの用途単位ごとに一の防火対象物とみなして、令で定める消防用設備等の設置の基準が適用される。

[例1] 屋内消火栓設備について

耐火構造5階建（無窓階に該当しない。内装制限なし。） 2倍読み

(4)項	100 m ²	}	(4)項	300 m ²	令第11条の設置義務なし
(4)項	200 m ²		(2)項イ	400 m ²	令第11条の設置義務なし
(2)項イ	400 m ²	}	(3)項ロ	800 m ²	令第11条の設置義務なし
(3)項ロ	400 m ²		(3)項ロ	800 m ²	令第11条の設置義務なし
(3)項ロ	400 m ²				

延べ面積1,500m²

条例第40条の2の設置義務なし

しかしながら、全ての消防用設備等の設置について、前記の考えが適用されるものでなく、令第9条のかっこ書きの設備については、棟単位の原則が適用されるので、(16)項の防火対象物であっても、全ての用途の面積で設置の基準が適用される場合がある。

[例2] 自動火災報知設備について

(15)項	150 m ²	}	(16)項イ	450 m ²
(3)項ロ	150 m ²			
(3)項イ	150 m ²			

令第21条第1項第3号は、令第9条の規定が除外されている。

よって、(16)項イで合計面積が450平方メートルあるので、この場合は、設置義務が生じる。

令第9条の規定が適用されない場合（令第9条かっこ書）

1 スプリンクラー設備

令第12条第1項第3号	(16)項イの防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの
令第12条第1項第10号	(16)項イの防火対象物で、特定用途に供される部分の面積が3,000平方メートル以上のもののうち、当該特定用途の存する階
令第12条第1項第11号 ハ	(16)項イの防火対象物の階のうち、特定用途に供される部分が存する階で、当該部分の床面積が地階又は無窓階にあっては1,000平方メートル以上、4階以上10階以下の階にあっては1,500平方メートル(2項又は4項にあっては1,000平方メートル)以上のもの
令第12条第1項第12号	(16)項ロの防火対象物の11階以上の階

2 自動火災報知設備

令第21条第1項第3号 イ	(16)項イの防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの
令第21条第1項第7号	(16)項イの防火対象物で、特定用途に供される部分が避難階以外の階(1階及び2階を除く。)に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2(当該階段が屋外、又は避難上有効な構造を有する階段にあっては、1)以上設けられていないもの
令第21条第1項第10号	(16)項イの防火対象物で、地階又は無窓階に、2項又は3項の用途に供される部分が存するもので、2項又は3項の用途に供される部分の床面積の合計が100平方メートル以上の階
令第21条第1項第14号	(16)項の防火対象物の11階以上の階

3 ガス漏れ火災警報設備

令第21条の2第1項第5号	(16)項イの防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上で、特定用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
---------------	--

4 漏電火災警報器

令第22条第1項第6号	(16)項イの防火対象物で、延べ面積が500平方メートル以上で、特定用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの
令第22条第1項第7号	(16)項で契約電流容量が50アンペアを超えるもの

5 非常警報設備(放送設備)

令第24条第2項第2号	(16)項の防火対象物で、収容人員50人以上のもの又は地階及び無窓階の収容人員が20人以上のもの
令第24条第3項第2号	(16)項の防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの又は地階の階数が3以上のもの
令第24条第3項第3号	(16)項イの防火対象物で、収容人員500人以上のもの

6 避難器具

令第25条第1項第5号	(16)項イの防火対象物で2階以上の階（2階にあつては2項又は3項の用途に供される部分に限る。）で避難階又は地上に直通する階段が1か所で収容人員が10人以上のもの
-------------	---

7 誘導灯

令第26条	(16)項イの防火対象物全部
-------	----------------